



第48号

原 強
KCCN 理事

「消費者月間」

5月は「消費者月間」です。毎年、各地で、行政、消費者団体、事業者の連携のもとに、様々な消費者啓発の取組みが企画実施されます。この「消費者月間」は、1968年に消費者保護基本法が制定されてから20年目の年に取組まれるようになりました。

ことし2018年の「消費者月間」は、消費者保護基本法制定から50年目、「消費者月間」がはじまって30年目という、ひとつの節目の「消費者月間」になります。

ことしの「消費者月間」の統一テーマは「ともに築こう 豊かな消費社会 ～誰一人取り残さない～」です。このテーマの趣旨について、消費者庁は以下のように説明しています。

2015年9月に国連の持続可能な開発サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」は、経済・社会・環境をめぐる広範な課題について、すべての関係者の役割を重視し、「誰一人取り残さない」世界の実現を目指す国際目標です。

日本政府は2016年5月にSDGs推進本部を立ち上げ、企業、地方公共団体、NGO、消費者など、様々なステークホルダーとの連携のもと、「豊かで活力ある未来像」を創るため、具体的な施策に取り組んでいます。

消費者庁においても、この国際目標の達成に寄与するため、安全・安心で豊かに暮らすことができる社会を実現するという使命の下、消費者利益の擁護・増進のための制度整備はもとより、「エンカル消費」の普及・啓発を含む消費者教育の推進や、食品ロス削減を目指す国民運動の展開、子どもの事故防止のための啓発活動などの施策を実施しています。

一方で、このような社会の実現のためには、消費者自らが、社会的課題に目を向け、その解決に向けて行動することが重要です。また、事業者においては、SDGsと考えを同じくする目標である「消費者志向経営」の理念の下、消費者全体の視点に立ち、持続可能なより良い社会の実現に向けて取り組むことが期待されています。

様々な主体が当事者としてそれぞれの役割について考え、行動していただくためのきっかけとなるよう、平成30年度の消費者月間では、「ともに築こう 豊かな消費社会 ～誰一人取り残さない～」を統一テーマとして掲げます。

このような趣旨のもとに行われる「消費者月間」の京都の行事は、5月19日（土）午後、ウイングス京都で実施されます。行事のプログラムは、消費者保護基本法50周年を記念し、「すべてはここからはじまった」をテーマにしたシンポジウムとして、古谷由紀子氏の基調講演「現代の消費者主権」とそれをうけた

パネルディスカッション、それに映画『バレンタイン〜掬』上映が予定されています。

消費者保護基本法制定から50年、消費者政策は「保護」から「自立」へ、さらに消費者市民社会の形成にむけた自覚的な消費者の育成へと展開してきました。

この間に、京都の消費者運動も、第1回京都消費者大会の開催（1969年）、それに続く京都消費者団体連絡協議会結成（1972年）をはじめ、さまざまな出来事を経て今日を迎えています。京都消費者団体連絡協議会を前身とするNPO法人コンシューマーズ京都も設立（2003年）から15年になりました。

パネルディスカッションでは、この50年をふまえ、これからの消費者政策はどうあるべきか、消費者運動は何をめざすのか、熱い討論が期待されます。

主催はNPO法人コンシューマーズ京都ですが、京都府、京都市とともに、京都消費者契約ネットワークも共催団体になっています。みなさまのご参加を期待します。



平成30年度 消費者月間行事 第49回 京都消費者大会

消費者保護基本法制定 50周年記念シンポジウム

～すべてはここから始まった～

今年「消費者保護基本法」が制定されて50年を迎えます。
消費者政策は、保護から自立そして自覚ある消費者の育成へと変化してきました。
持続可能な社会の実現とそこで消費者の主権はどうなるのか、皆さんと考えましょう。

日時 2018年5月19日(土)
開会 / 13:00 (開場 / 12:30) 終了 / 17:00

場所 京都市男女共同参画センター
ウイングス京都 イベントホール
京都市中京区東洞院通六角下る御射山町262番地
地下鉄丸太町駅(15番出口)または地下鉄烏丸線・阪急丸太駅(20番出口)下車徒歩約5分
※駐車場はからの不台田ながらの期間に限りさせていただきます。お越しの際は、電車・バスなど公共交通機関をご利用ください。

定員 240名 (参加費無料 / 事前申し込み不要)

◆**基調講演**
「現代の消費者主権」～事例を通じて考える～
講師 古谷 由紀子氏 (日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会常任顧問、
「メタファシリティ」消費者会代表)

◆**パネルディスカッション**
コーディネーター 原 強氏 (NPO法人コンシューマーズ京都理事長) パネラー 野々山 宏氏 (NPO法人京都消費者契約ネットワーク理事長)
川村 幸子氏 (京都府生活協同組合理事)
村上 直紀氏 (公社)消費者問題専門家協議会(ACAF)理事
コメント 古谷 由紀子氏

◆「バレンタイン〜掬」の上映 (上映協力 NPO法人ACE)

◆**主催**：NPO法人コンシューマーズ京都 (京都府民団連) ◆**後援**：京都府生活協同組合連合会
◆**共催**：京都府、京都市、NPO法人京都消費者契約ネットワーク

お問合せ先▶NPO法人コンシューマーズ京都 (京都府民団連)
〒604-0947 京都市中京区丸太通二条上ルヒロセビル4F
TEL: 075-251-1001 FAX: 075-251-1003 E-mail: syodanren@mc2.seikyoku.jp

申込不要
参加費
無料

5月は「消費者月間」です。

「消費者基本法」の前身である「消費者保護基本法」が1968(昭和43)年に施行され、その施行20周年を機に、国において初めて毎年5月を「消費者月間」と定め、今年で30回目となります。

「消費者月間」では、消費者・事業者・行政が一体となり、消費者問題の啓発・教育等の取り組みを集中的に行っています。

平成30年度 消費者月間統一テーマ

〈テーマ〉
「ともに築こう 豊かな消費社会 ～誰一人取り残さない～」
〈趣旨〉

2015年9月に国連の持続可能な開発サミットで採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」は、経済・社会・環境をめぐっての課題に対して、全ての関係者の協力を要し、「誰一人取り残さない」世界の実現を目指す国際目標です。
30年度の2018年5月のSDG月間推進事業として、企業、地方自治体、NPO、消費者など、様々なステークホルダーの協力を、「豊かで持続可能な未来」を創るため、具体的な取組に取り組んでいます。
消費者行においても、この国際目標の達成に寄与するため、安全・安心で豊かに暮らすことができる社会を実現するという使命、消費者利益の保護・増進のための制度整備ももたら、「シニカル消費」の普及・啓発を含む消費者教育の推進や、食生活の改善を目指す国民運動の展開、子どもの事故防止のための啓発活動などの取組を実施しています。
一方で、このよき社会の実現のためには、消費者自身が、社会的課題に目を向け、その解決に向けて行動することが重要です。
この事業においては、SDGsと考えを向かせる目標である「消費者が同級生」の理念の下、消費者全体の視座に立ち、持続可能な社会の実現に向けて取り組むことが期待されています。
豊かな主体が当事者としてそれぞれの役割について考え、行動していただくためのきっかけとなるよう、平成30年度の消費者月間は、「ともに築こう 豊かな消費社会 ～誰一人取り残さない～」を統一テーマとして掲げます。



チョコレートの原料、カカオ豆を、どこで産っているのか、あなたは知っていますか？
日本の産量約20%不足分、アフリカのガーナで産出された、大さんの手とたちが
カカオ豆でできり、手紙に書くこともできない「児童労働」という現実だ。
バレンタインデーに、チョコレートでつくられた、味と大企業はカカオチョコレートを
日本の人々に運んでほしい、そんな願いを胸に、彼らは働き出した。
イベントの名は、「バレンタイン〜掬」そして、彼らたちの願いをみんなに届けるのか
——これは、児童労働の問題と出会い、触れ、感じた、日本の女の子たちの物語です。

